

平成30年度地域・ひと・まちづくり補助事業の二次募集について【事業概要】

1. 趣旨

市町村や民間の地域づくり団体等が行う、新規かつ継続性、発展性のある個性的で魅力ある地域づくり事業に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2. 補助対象者、補助対象事業、補助期間、補助率及び補助限度額

下記のとおり。

《平成31年3月31日までに完了する事業》

《二次募集の予算額 813千円》

地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱第6条別表

補助対象者	補助対象事業	補助期間	補助率	補助限度額
1 市町村 2 一部事務組合 3 広域市町村圏協議会 4 広域連合 5 複数市町村等で構成される団体(等には県、民間団体を含む) 6 和歌山県に本拠を持ち県内で活動する団体(市町村や企業、第三セクターが参加している場合も可。)	(1) 地域文化育成事業 (2) 地域資源活用事業 (3) 地域交流事業 (4) U J I ターン促進事業 (5) 地域情報化推進事業 (6) ひとづくり推進事業 (7) 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興上の活性化等地域振興上知事が特に必要と認める事業	単年度。ただし、6の団体が実施する事業の場合、必要に応じて1か年に限り延長することができる。	2分の1以内	100万円 (但し、予算の範囲内)

※申請者又は団体の役員が、和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合は、対象外。
※「補助対象事業」については、「地域・ひと・まちづくり補助事業取扱要領」2(1)を参照のこと。

地域・ひと・まちづくり補助事業取扱要領2(1)

(1) 補助対象事業

ア 地域文化育成事業

地域伝統文化の保存・継承並びに新しい文化の創出・定着事業

イ 地域資源活用事業

自然・歴史・文化等の地域固有の資源を活用した、個性的で魅力のある地域づくり活動や地域外への情報発信等を行う事業

ウ 地域交流事業

交流人口の増加を図るためのイベントや住民参加型イベントを実施する事業

エ U J I ターン促進事業

若者のU J I ターンを促進するための事業

オ 地域情報化推進事業

地域住民を対象とした情報化推進事業

カ ひとづくり推進事業

地域づくりリーダーの養成や観光語り部の育成などの人材育成事業

3. 対象外となるもの

(1) 対象外事業

- ア. 国又は県の他の補助金の交付を受けている事業
- イ. 施設整備等のハード事業
- ウ. 事業費が30万円未満の事業
- エ. 単に施設の整備、備品等物品の購入等を目的とし、地域づくり活動や地域活性化との関連性が認められない事業
- オ. 営業活動として行われるもの、又、公演・講演・物品販売等で不特定多数の参加者等から営業活動と同等程度の入場料・参加金・協力金・販売手数料等(名目の如何を問わない)を徴収する事業
- カ. 特定の団体や会員、個人のみを対象として、排他的に行われる事業
- キ. 団体としての活動の実績あるいは継続性が認められないものや、事業及び事業効果の継続性が認められない事業
- ク. 以前から定例・慣例的に実施されているなど、実績がある事業
- ケ. 団体の運営経費を含む事業

(2) 対象外経費

- ア. 各種団体や施設等に係る運営経費については、補助対象とならない。
- イ. 「地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱第6条別表欄第1号から第5号」までの補助対象者にあつては、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴い充当される分担金、負担金、補助金及び指定寄付金を控除する。
- ウ. 補助金交付決定の前に発生した費用については、原則補助対象とならない。
- エ. 団体構成員に対する人件費、団体構成員が講師を務める謝礼金は、補助対象とならない。

4. 採択要望書提出について

(1) 受付期間 平成30年5月14日(月)から平成30年6月4日(月)17時必着

※提出は、持参又は郵送のみとします。

なお、受付期間最終日については、持参及び郵送のいずれも17時必着とします。

(2) 提出書類(提出部数1部)

- ① 採択要望書
- ② 事業に係る予算の詳細
- ③ 役員等に関する名簿
- ④ 団体概要書
- ⑤ その他参考資料
 - ・任意団体の場合は、規約、会則等の写し
 - ・法人の場合は、役員等の氏名を確認するための登記事項証明書又は定款等の写しのいずれか
 - ・会員名簿、役員名簿
 - ・採択要望事業に係る企画書等
 - ・その他関係資料
- ⑥ 提出書類チェックシート(作成し、確認を行い、採択要望書に添付すること。)

※上記①～④及び⑥は必ず指定様式を使用すること。控えは各自保持しておくこと。

※別添要望書記載例を参考に、作成して下さい。

(3) 提出先

日高振興局 地域振興部 企画産業課
(〒644-0011 御坊市湯川町財部651)

5. 審査、通知等について

補助事業の要望採択については、「和歌山県補助金等交付規則」、「地域・ひと・まちづくり補助事業実施要綱」、「同取扱要領」等に基づき審査会にて決定します。審査結果(採択、不採択)については、書面で通知します。

問い合わせ先

担当 : 日高振興局 地域振興部 企画産業課 足立(あだち)

住所 : 〒644-0011 御坊市湯川町財部651

TEL : 0738-24-2911 FAX : 0738-24-3312